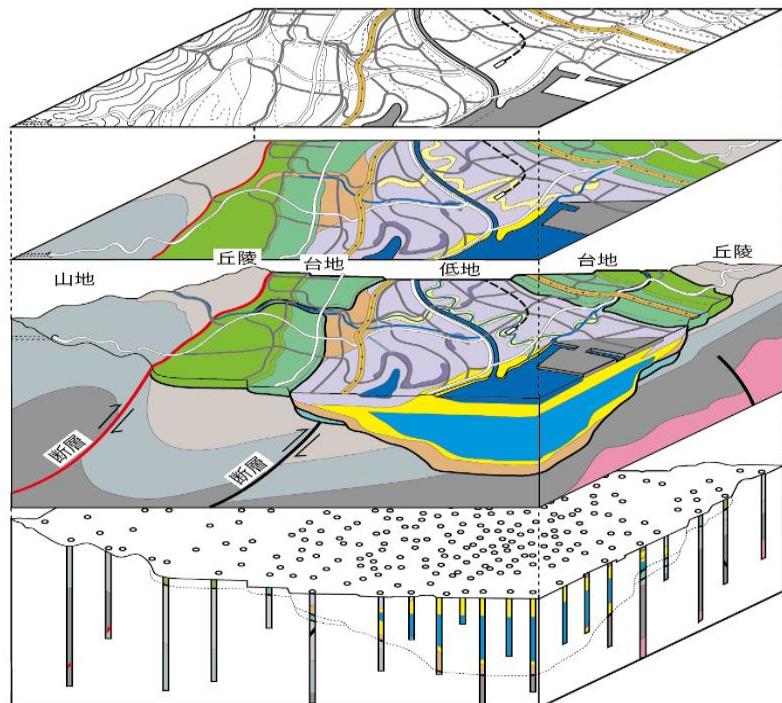


国民の安全・安心のため 地質地盤情報の活用と法整備を！

一般社団法人 国土デジタル情報研究所
地質地盤情報の活用と法整備を考える会



地下の3次元表示

地形や地質の調査、ボーリングデータなどの情報を合わせて3次元表示すると、地下の状態を可視化することができます。 (出典 産総研地質調査総合センター)

活動趣旨

私たちの住む大地について、地下はどのようになっているかを考えてみましょう。私たちの足下にある地面の下は直接見ることができませんが、地下の地質地盤を知ることは大切です。私たちは自分の体の中は直接見ることができませんが、健康に生きるために体の中を知ることが大切なことと同じです。

地質地盤情報は、防災・減災、国土強靭化、国土開発、環境保全、ライフライン整備、産業振興など安全・安心な社会を構築するために必須の情報です。地質地盤情報は**国土の基本情報**であり、私たち国民の**共有財産**と言えます。

そのため、地質地盤情報を収集し活用できる仕組みを構築する必要があります。情報はデジタル化されていますので、私たちはこれを地質地盤情報の「**電子図書館**」と呼んでいます。

地質地盤情報の活用を促進するためには、地質地盤情報の位置づけと取り扱いを明確に示した指針が必要です。そのためには官民を問わず、地質地盤情報の収集・共有化・活用にかかる法整備が必要性です。

地質地盤情報活用推進基本法(仮称)の制定を提案して参ります。

地質地盤情報は私たち国民の共有財産

地質地盤は自然の現象により形作られたもので、複雑で多様、一見不变で時として急激に変化します。ボーリングデータなどの地質地盤情報は、地質地盤の構造や特徴、工学的特性を知る有効な情報であり、インフラ整備や構造物の計画・設計・施工、維持管理、環境保全計画、および防災・減災、国土強靭化などに必須の情報です。

私たちは、地質地盤情報の特徴と有用性を十分に理解し活用することによって、より安全で安心な生活と社会経済活動を営むことができます。地質地盤情報は、私たち国民の命と暮らしの基盤となる貴重な**共有財産**と言えます。

ところが、ボーリングデータなど地質地盤情報は、民間や国・地方公共団体が自らの利用目的に基づいて費用と労力を掛けて取得し、一次利用を図るための彼らの所有物であり、当該の土地に付随する固有の知的情報です。

その一次利用後のデータを私たち国民が貴重な知的財産として共有し、幅広く二次利用するには、一次利用者の有する所有権のしがらみを乗り越え、思いやり助け合いと未来志向の精神に則り、**国民の相互理解と公明正大なルールに基づいて二次利用を図る必要**があります。

そのためには、地質地盤情報やインフラ整備、構造物の計画・設計、施工・維持管理、防災、環境保全に関する専門分野の知恵と情報はもちろん、日本の政治と行政による国家社会と国民の安全・安心と発展、繁栄、防災・減災、国土強靭化を図る確たる理念と施策が必要です。

すなわち、「**国民の安全・安心のための地質地盤情報の活用と法整備**」が必要です。

地質地盤情報の一次利用と二次利用 および品質検定

一次利用

建築、ライフライン、国土開発、インフラ整備、防災・減災、環境保全、学術・産業振興など安全・安心と高信頼の日本社会を構築するために、民間や国・地方公共団体によって**膨大な地質・地盤データ**が取得され利用されています。これを地質地盤情報の一次利用と呼びます。

二次利用

一次利用されたボーリングデータなどの地質地盤情報は死蔵・廃棄されることが多いため、これらの情報を貴重な知的財産として国民が共有し、幅広く建築、ライフライン、国土開発、インフラ整備、防災・減災、環境保全に二次利用できる仕組みとして公的な専門機関によるデータベース「**電子図書館**」の構築が必要です。

品質の確保

地質地盤情報の有効な一次利用、二次利用を図るためにには、的確で高品質、高信頼の地質調査とデータ取得が必要です。そのためには有資格の地質調査業者や調査技術者による調査および公的な専門機関による**データの品質検定**が必要です。

二次利用とそれを促進する仕組み

地質調査とデータ取得
一次利用

データベース
二次利用

広範な社会的
課題の解決

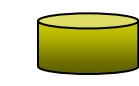
地質地盤
データの
取得

建築
ライフライン
国土開発
インフラ整備
防災・減災
国土強靭化
地下水保全
環境保全
学術振興
鉱物資源
石油・天然ガス

データの
一次利用

地質地盤情
報の整備

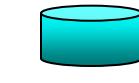
国・地方公共団体



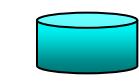
大学・研究機関・
学協会



ライフライン事業
者(鉄道、道路、
電気・ガス、通信
など)



民間企業



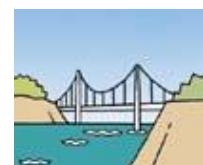
個人住宅

データの
二次利用

データベース構築と公開共有、適切な科学
的工学的解析と社会的課題解決への適用



都市計画と地震
防災施策



適確な公共事業
の計画と実施



環境汚染対策



土砂災害防止施策

- ・ 国と地域の安全、国土強靭化
- ・ 官民の資産およびインフラ管理
- ・ 事業継続計画
- ・ 宅地、立地の安全性評価
- ・ 災害時の避難経路決定等への活用
- ・ 災害時の復旧、復興計画

法整備による情報共有と二次利用促進

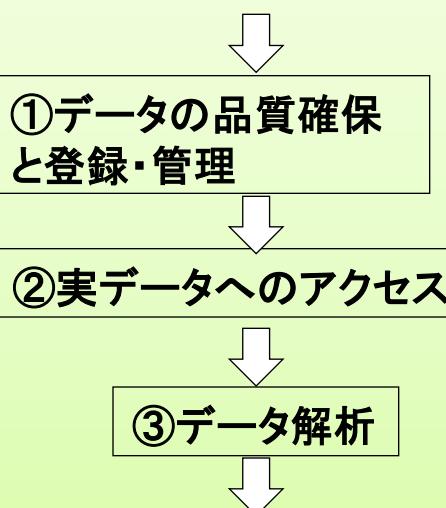
民間や行政が建築工事やインフラ整備などで取得したデータを一次利用した後、地域防災や国土防災、環境保全などの別の新たな目的のために、幅広く二次利用することは、国家社会の安全・安心と信頼性向上に役立ちます。

そのためには、官民が一次利用後のデータを共有し、幅広く二次利用する理念の構築と国民の理解を図り、① データを登録・管理する仕組み、② メタデータおよび実データにアクセスする仕組みが必要です。

このような仕組みができればデータを活用した高精度・高信頼の解析により、社会的課題を解決できます。

たとえば、ハザードマップの精度向上、建築物や社会インフラの安全性評価、立地・宅地の地質地盤評価、国民の防災リテラシーの向上などに役立ちます。また、データの取得と品質向上にも効果があります。

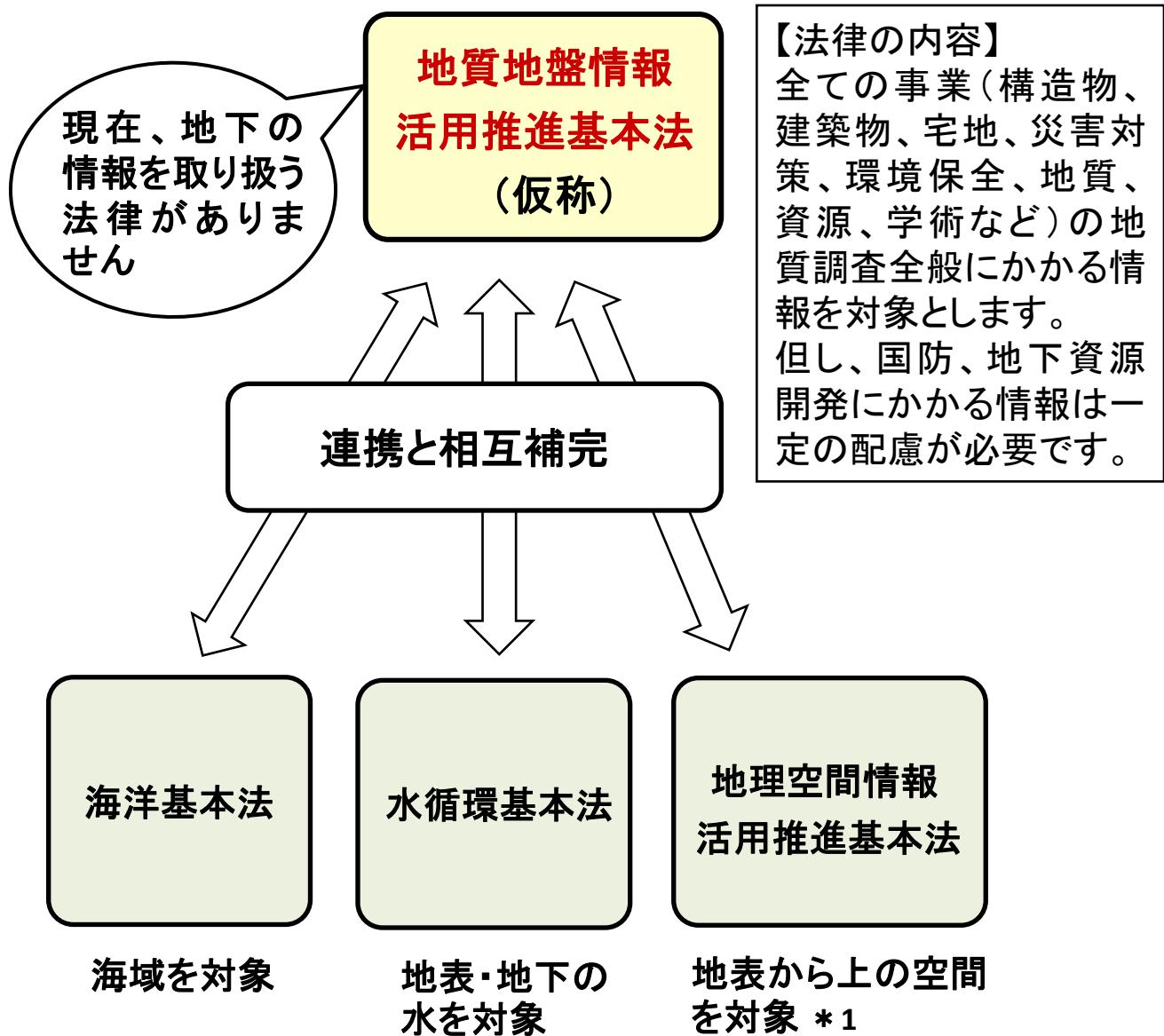
データ取得と一次利用



国土の基本情報を管理し
利用するためには、国の
指針を明示すること、つまり、**法整備** が必要です

二次利用による社会的課題の解決

地質地盤情報活用基本法(仮称)



* 1 法律の条文では、ある地点の地下から空間に至るすべての情報を対象とする記述されていますが、実際の対象は地表から上の部分で、地下を対象とではありません。



2016年設立の「地質地盤情報の活用と法整備を考える会」の活動をさらに推進するため、2024年4月1日、一般社団法人に移行しました。国土の陸域・海域の全デジタル情報を見据えて活動して参ります。

【定款抜粋】国土デジタル情報の整備・共有化と利活用を通じて、国民の安全、国土強靭化、環境保全等、国土の創成にかかる社会の重要課題の解決を目的とする。

- 1 地質地盤情報のデジタル化及び共有化に関する研究調査
- 2 地質地盤情報の有効活用に資する社会の仕組み作り及び法整備に関する活動
- 3 ワークショップや講演、ホームページなどを通じた普及活動
- 4 自然科学分野・工学分野と社会分野・人文分野などの連携

一般社団法人 国土デジタル情報研究所
地質地盤情報の活用と法整備を考える会

Geo-infomatics Initiative, Japan

2024年4月1日設立

代表理事 栗本史雄

理事 平野 勇、藤堂博明、松浦一樹、三木 茂

正会員16名 協力会員34名

協力会員(団体機関等8機関)

(一般社団法人)日本地質学会

(公益社団法人)日本地球惑星科学連合

(地方独立行政法人)北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所

(特定非営利活動法人)地中熱利用促進協会

(公益社団法人)日本地震工学会

(公益社団法人)地盤工学会

(一般社団法人)地理情報システム学会

(公益社団法人)日本地震学会



URL : <https://www.geo-houseibi.jp>

Mail : geo.houseibi@gmail.com